

に對する不安感を極度に濃化したかの感
がある。のであります。が殊に大都市居住勞
務者の不安動搖は掩ひ難いものがあるを
看取せう。此の戰意は漸次低下の傾向に
あるやに見受けられるのであります。而
して又斯の様に戦局の不振を招来したの
は軍官等戦争指導者の責任であるとして
及軍反官的態度を表面化し、或は公然と軍
罵劊乃至は誹謗的言辭を弄すると共に
一部には厭戦、反戦、自棄的傾向すらも看取
せう。此まして勞働部層の思想傾向は極め
て注意を要する動向を示してゐるのであ

ります。

以上は当面の戦局と空襲の激化を直接
原因と致しますところの勞働情勢の概畧
であります。が更に從來から引續き發生し
て居りますところの勞働者の生活を繞る
問題並生産現場に於ける上下対立の問題
等も依然として輕視すること許さぬな
い状況にあるのであります。即ち勞働者
の生活を繞る不安は依然として解消せず
食糧の不足、副物價の横行並二重生活等に
基きまする生活苦は戦局の熾烈化と共に
益々困窮を加へつつあります。彼等は依

然深刻なる不平不満を吐露すると共に具
体的には取場を放擲して物資獲得に狂奔
し或は賃上要求争議の増加となり或は又
怠業ともなつて現はれざるのでありま
す。次に経営主腦者並工場幹部の無自覺
的行爲態度に對する勞務者の反撥は之亦
愈々顕著に持續せられつつありまして斯
る原因に基づくところの集團暴行生産妨害
同盟罷怠業等の事象は益々増加の傾向を
辿りつつあるやに看取せられるのであり
ます。殊に注意を要しますことは新規徴
用上員並學徒の一部に在りましては戦局

の重大性を忘却した経営指導者の營利主義的生産態度乃至は指導能力の缺如に對して極めて強烈な反感を抱き露骨な反撥をなすことである。生産現場に於ける上下の對立並に戦局を繞る不安動搖の間に便乘致し、最近勞働運動前歴者の活躍も漸く活潑化の傾向にあり、如く窺はれ、最近の勞働情勢は極めて警戒を要する状況にあるのであります。

次に農村情勢に就て簡単に申述べます。最近に於ける一聯の農政は概して耕作農

民中心主義的傾向強きものがありますと
ころから小作人階層は愈々増長感を強く
してみる一方中小地主層は経済諸統制の
産化に依りました其の農業経営は漸次窮
乏化し困難を伴つて参りました為往時に
於ける様な社会的地位は次第に弱体化し
て参り従つて其の指導力も亦漸次弱体化致
さうとする萌芽的現象が散見せられるの
であります。而して此の間農民運動前歴
者の指導部面への進出傾向も窺はれまし
て斯様な情勢を以て推移致しましたから
ば農村に於きまする社会構成は不知不識

の間、に其の根底に觸れて變化を来すので
はなからうかとも杞憂せられる節がない
でもないのである
又最近農村に於ける供出物資の尙値横
流し行為は漸く常識化致さうとする傾向
にあり加ふるに都市疎削者の農村に於け
る尙の買出等が漸次弥漫しつつありまし
て農氏の純朴性乃至道義は漸次稀薄化し
て参り更に一部には功利打算的乃至は厭
農的氣運から所謂飯米農家取工農家に轉
落し離農減反する者も亦増加の傾向が窺
はれますと共に米麦等の供出を繞る農民

の動向に就きましても相当留意を要する
ものがあり、供出の重圧が今後の農業経営
並農民生活への脅威と一層濃化するもの
なりと、して之が不平不満に基因する各種
不穩言動は漸増且悪質化の趨勢にありま
し、最近の農村情勢は思想治安並生産増
強の両面より觀まして極めて注意を要す
る状況にあるのであります。

一 在在朝鮮人の動向

在在朝鮮人は近年急激に増加し、昨年末に於て百九十三万餘を算するのであります。之等の動向は當局の皇民化指導と適切なる取締りたる依り近時皇民化の實漸く峯の至つたのであります。殊に兵制の施行、参政権の併與、各種処遇改善等の施策を見らるに至り、鴻恩の厚きに著しく皇民意を昂揚し一般に此の緊迫せる戦局下に於ては夫々皇民たるの至誠を顯示し、以て戦報に献身する態度を示して居るのあります。

然し乍ら在任朝鮮人の大部分は無學文盲
事理の辨別力に乏しく言語習俗を異にする
る所猶下層勞務者で而も亦た民族的偏
見より晩し切れなむ者も可成り多しので
ありまして之等は其の就勞態度乃至生活
態度と總り各種の問題を派生し内鮮相互
に對立的的感情を醸成し特に戦局の緊迫と
共に徒らに不安動搖する向きもあり、
又一部思想分子に在りては帝國の敗戦必
至なりと盲断し愈々獨立の好機到来せり
と爲し不穩策動に狂奔しつゝある等の事
實は否か得ないのではありませんして之等の動

句は鈍彼若安上は素より戦力増強上の制
 矣よりしめて小極めて戒心を要する所
 ります。以下之等の注意を要する傾向を
 以て下之等の注意を要する傾向を申し上
 指筆取締の御参考に供し度いと存する
 であります。第一は空襲案非常事態下或
 略並停に對する朝鮮人の動向であります
 豫て空襲案の非常事態下に於ける朝鮮人
 の動向並に之に對する内地人の態度等
 に関してハ可成り不安の雰囲気が益醸
 せらるるに不祥事の発生に備へ自衛的

途を考慮する向きさへ見受けられる
不明朗なる空氣が似違して居るのである
ます。然し乍ら斯る雰圍氣に對しては事
に於ける指導取締に十全を期する所か
りましむ左結果之が奏効し、東京、大阪、名古屋
神戶或は關門九州地方等朝鮮人の多
在する地方に於ける大規模空襲に際
ては直接被弾地域住民の一時動搖の
りましむたは免れ得なかつたのである
ますか、一般物的には内地人と相伍して横江
物的に防空活動に挺身し、特に治安上憂慮
る様な事象は些し派生するものとなく、

寧ろ防空活動の危機として一般より再續
さるる者もあり。又一般に被災者救済金品
の賑出崇に極めて積極的誠意を披
おる案の美談善行の績出したのであり
才之は當局の適切なる指導取締と相俟
て一般と内鮮相互の理解親和に拍車を加
へ前途の様には一部に伏在して居りまし
不明朗な気運を著しく緩和し得たので
ります。斯様に空襲下に於て今日迄
祈一愈好しき勅向を以て推移して居る
てありませすが、一部には空襲被害の慘禍に
怯へて看しく不安の念に馳らる徒に逃避

的となれば、師範又は山間地方へ轉出等に
 吸として、率曰く、甚しきは敗戦觀念に耻
 られ、自棄的言動を爲す筈の傾向も顕著
 なり、精神的動搖可成り深刻なるも、如
 る成に看取せらるれば、此の傾向に對しては、今
 後、克く其の實相を究め、適切なる指導取締
 を加ふる要があるものとあります。
 殊に戒心せねばならぬこととは、一部思想分
 子、その動向でありまして、之等は予て日本
 敗戦を希求し、之が實現化の境には、米英
 聯軍の援助により、朝鮮の独立が遂さる
 るとの妄断し、空襲時等に於ける利敵言

略工 作生 産。但 害業 動等 上 狂 奔し っ っ あり
 の 不 あり ます。昨 年中 斯 の 権 思想 事件 の 檢
 挙 は 一 八 八 名 に 及 ぶ。本 年 に 於 じ 七 三 月 末
 迄 に 九 件 一 三 名 を 檢 挙 し 之 を 昨 年 同 期 に
 比 べ ば 此 程 檢 挙 数 に 於 じ 若 干 減 少 し 居 る
 の だ ら ぬ あり ます。其 の 策 動 内 容 に 於 じ は 日
 本 の 敗 戦 を 確 信 し 且 っ 積 極 的 に 炭 鉱 山 採 掘
 需 工 場 築 の 勞 務 者 に 働 き かけ 之 が 生 産 阻
 害 に 与 へ る 戦 力 低 下 を 策 し 一 部 に は 或 る 程
 度 に 其 の 目 的 を 達 す る に 至 っ 居 る 事 實
 も 認 め ら る 状 況 と な っ 居 る の だ ら ぬ あり
 ます。斯 々 傾 向 濃 化 し っ っ あり 際 米 莫 重

慶安故國例の謀略策動も漸く顕著となつて居りました。現に附和雷同性強く、容易に流言浮説に惑はされる朝鮮人間には朝鮮は爆撃されるに米英は朝鮮を敵とし、朝鮮は着て居れば殺害されるに心を流す言が流布されて居る實情であります。斯る謀略策動と朝鮮人の動向に對しては嚴に注意を要するものがあると思惟せらるゝのであります。

⑨ 第二は移入勞務者策の動向であります。在在朝鮮人有業者(一一四万七千)申

八割（一九三〇）は勞務者でありまして、特
に國內に於ける勞務の枯渇に伴ひ、重要産
業部面は何れも朝鮮人勞務の最高度の右
用を余儀なくされ居ります。關係上、現に
國民動員計画に基りて内地に移入されて
居る勞務者は昭和十四年以降本年三月亦
に於て六〇四、四二九名の多數（三月末現
在員二五九、五九三）を算するのでありま
す。之等の就労状況は一級に時局に順應
して良好でありまして、夫々炭鉱、山、軍需工
場、土、建、工事、場等に於て戦力増強上、大
貢獻を爲して居ります。

然し乍ら之業乃中には不長分子も可成り
罷入して居りましたして移入後戚場を放棄し
逃走する者も續出し本年三月末に於て
二一六、九七八名に及ぶ之が戚耗は三七%
に當り生産上障害を及ぼすは素より治安
物にして看過し難い七のかがありまして遺憾
とする所でありませう
又之を業務者には言語習俗を異にし戚場業
に於て激生する些少の事端より屢々罷急
業事件等の紛争遂乃至は内紛間の闘争事
件、甚左しきは多数解和香同して集田暴行
事件を惹起し會社側戚員或ひは取締警察

官業に傷害を加ふる業の騷擾を極むるこ
 と七母かうに発生して居るのであります。
 之れ発生状況を觀ますと、各種紛争は昭
 和十八年中三一四件、昨年は三一六件、本年
 は三月末迄に六二件発生し、集団暴行事件
 は昭和十八年中一七一件、昨年中一三四件、
 本年は三月末迄二一件発生して居りました。
 丁當前の適切なる指導取締により遂次追
 減しつつあるのは一應好しき傾向と思ふ
 のであります。
 之等重要産業部面に於ける勞務者の惹起
 する各種紛争は生産上の障害は素より、

朝鮮人労働者の時局態度の欠陥として一
般より指揮される内鮮相互の感情を刺戟す
る素因を爲すのでありまして、尙高として
は昨年第一予備金より若干の経費を仰い
て、全国主要地域三四五ヶ所に移入労働者
事故所止協議會を設置して之が十全を期
さんとし居るのてあります。
特に最近に於ては移入労働者は並用に
り移入する所より知識階層も混入して居
りまして、労働者間の気運には内鮮差別撤
廃案の不平不満が着しく格頭を叩きつあり
遂に於て思想分子の策動による急業季

件生産阻害事件案も再三発生して居るの
 下ありまして相當警戒を要するのであり
 ます。第三は朝鮮人の犯罪乃至非道義的傾向を
 ありま。内地人の朝鮮人に対する嫌忌乃至憎
 元來内地人の朝鮮人に対する嫌忌乃至憎
 悪感には相當深刻なものである。不ありま
 下加之は内地人の籍々なる優越感乃至
 愛親感も然ることならず其の根本は朝鮮人
 の犯罪乃至非道義的行爲に依つて以つて
 のありま。是れが原因となつて居るの
 禍にありま。是れが原因となつて居るの
 最近に於ける朝鮮感情は興生會方面乃至

當 苟 の 適 切 な る 指 導 反 帝 に 依 り 朝 鮮 人 も
 着 し く 面 目 を 向 上 し 内 地 人 も 又 相 當 に 反
 省 し 着 し く 親 和 の 傾 向 に 向 っ て 居 る の だ
 り ま す か 未 だ に 朝 鮮 人 の 非 行 は 其 の 跡
 と 絶 ち 不 同 各 種 犯 罪 を 放 行 し 就 中 最 近 は 食
 糧 物 資 策 の 急 奇 逆 反 を 放 行 さ る 向 き は 相
 當 露 骨 化 し 之 が 検 挙 取 締 結 果 に 望 ま る べ
 朝 鮮 人 の 違 反 者 率 は 内 地 人 の 約 二 倍 の 高
 率 を 示 し 犯 情 に 於 て 七 其 の 惡 棘 さ 兇 惡 さ
 策 々 於 て 内 地 人 の 比 に 非 が る 状 況 で あ り
 ま す 更 に 出 征 軍 人 の 留 守 宅 を 脅 か す 姦
 通 事 件 の 類 発 乃 至 は 前 述 し ま し た 様 に 一

敵 韓 最 あり 是 て 一 と し 之 さ 彼
 劍 國 後 り 正 は 居 十 之 ち 方
 の 獨 には 正 に 興 居 る 十 号 勞
 使 立 海外 正 に 生 る と 十 は 内 ち 勞
 族 政 外 不 全 會 と 十 内 地 の ち 者
 に 府 違 全 方 思 の 親 刺 地 人 の ち の
 よ 系 鮮 全 を 面 の 和 刺 人 の ち 急
 り 分 人 全 を の 一 由 朝 鮮 業 業
 其 子 及 就 中 重 慶 中 重 慶 業 運 業
 の 陣 營 及 中 重 慶 中 重 慶 業 運 業
 營 中 重 慶 中 重 慶 中 重 慶 業 運 業
 を 松 元 中 重 慶 中 重 慶 中 重 慶 業 運 業
 先 中 重 慶 中 重 慶 中 重 慶 業 運 業
 し 中 重 慶 中 重 慶 中 重 慶 業 運 業
 夫 中 重 慶 中 重 慶 中 重 慶 業 運 業
 々 中 重 慶 中 重 慶 中 重 慶 業 運 業

若、悉なる抗日工作を敢行して居るのである。
リ、ますます加之、暴は、何れも尖鋭分子を内地に
潜、入せしめ、我が銃後攪乱を劇策して居り
既に若干の先登分子が派遣遺され、て居るや
の、情報に屢々接して居るのであり、また
従、つて之、暴は何時内地に潜入するや、許
ら、れるな、い、と思ふのであり、まして海峯警備
暴、を、愈々、整備強化して、斯の種分子の潜入
を、究、封、せ、収、め、なら、な、い、と、考、ふ、の、で、あ、り、ま、

一 宗教運動

宗教運動の状況を観まするに、一般に時
高即應の態度を示し、相當の教化活動を爲
し、あるのであり、また一部に、教團又
は教師、信者等の中には、今猶種々なる非違
と敢行するものがあり、然も最近に於ては、
しては質的に内容的に漸次悪化の傾向を
示しつつあるに、觀取せらるる、のであり
まして、或は謬孔なる人類愛を強調して、教
罪惡説を流布するもの、或は極端なる平和
主義、博愛主義を唱へて、非戦論を説くもの、
或は奇矯なる教説を樹て、國体を否定し

若くは神宮皇室の尊嚴を冒すべし不逞
信仰を宣布するもの或は又種々たる奇誕
虚説を流布して之をなすに不安動搖の傾
向にある民心を惑乱するもの卑悪實事犯
の発生多きを加之あるべきであります
而して茲に特に注意警戒を要するものと
は一部基督教徒の反戦和平的動向であり
ます。由來基督教徒の戦争に對する態度に
は極めて注目するものがあり嘗て日
清日露の兩戦役當時我國基督教界の指導
的人物の多数が社會主義者等と結んで戦
争反對運動を行つたことに加あります。

今次戦争に際しても亦反戦的に行爲に出で
た基督信者加勢なく、或は敵米英の勝利
と期待願望して我國を敗戦に導くべく、國
内混札と惹起して戦争不能に陥らしめむ
こととを企て、食糧暴動、工場罷怠業を煽動せ
るもの、或は文書其の他に依り極端なる反
戦反軍思想を宣傳せらるもの、或は又私宅其
の他に於て所謂耳より耳への方法と以て
反戦和平的言説を秘かに流布せらるもの等
が、あり、檢舉取締とが、入た者は既に相當多
数に上つて居り、現に内偵中のも、も十指
に餘る実情であります。

基督教徒の如く、反戦和平的行為は如

行なる素因に基いて行はれるものが、其の思

想的、信教的、原由を申すべし、真に就いて

考察致し、まするに大体四種に區分出来る

と思ふのであります。即ち

1) 戦争罪惡説を信奉する所から来るもの、

即ち戦争は凡て神意に反する罪惡である

から、劍を以て立つもの、心ず劍に依つて

亡びるとした十信の信念に基くもの、

2) 外國殊に敵國米英に對して抱懐する崇

拝觀念に基くもの、

3) 戦争の目的乃至戦闘手段の正義性を云

爲し、戦争に對して批判的態度を保持する
所より来るもの
戦争の影響を受け、傳道乃至教會の維持
經營に困難を感じ、戦争を呪詛する所か
の来るもの
算でありましたか、茲に最も注目すべきは右
の第一類に屬す。西まの即ち米英に對する
崇拜觀念に基き、敗戦主義的和平論を爲す
基督信者が最近頗る増加し來つたこと
あり、また之は主として従前米英算の指導
を受け、若くは恐革的に組織的に之と深き
關係を持つてゐるもの算に特に顯著な傾

白でありました。之には今次戦争は不義の
國日本が正義の國アメリカに挑戦した為
起つたものであります。我國の敗戦必至
と説くもの或は米英の國力殊に物資力
生産力と過大評價し我國の乏水と劣弱視
して敗戦論を説くもの其れ其れ
にならるとアメリカは眞の基督教國であつ
て自由平等博愛の國是とする世界無比の
理想國家であるが之に反し日本に於ては皇
室並に皇族と始の軍人官僚が國民の利益
を顧みず己の利己貪むむが為強權を以て
之を壓迫し益々好戰的非人道國家に導

てあり、又今次、新皇、日本、の利己の地盤に
基固し、起つたも、ごちろ、此、の戦争
に、日本、と、し、て、速、かに、ア、タ、タ、リ、か、に、屈、伏、せ、し
め、ア、タ、タ、リ、カ、の、支配、下、に、隷、属、せ、し、め、了、皇、室、
皇、族、軍、人、官、僚、等、の、圧、迫、か、ら、脱、す、る、標、に、せ
ね、ば、在、ら、ぬ、と、な、し、米、國、に、し、て、勝、た、し、む
る、為、に、は、我、國、の、總、力、体、制、と、崩、壊、せ、し、め、國
内、に、混、乱、に、陥、ら、し、め、て、戦争、遂、行、を、不、可、能
な、に、し、む、る、の、要、あり、と、し、て、國、民、結、集、の、中
に、在、は、し、ま、す、新、皇、室、の、尊、嚴、を、冒、瀆、し
奉、る、べ、き、不、敬、世、書、ヒ、ラ、撒、布、等、と、為、し、て、國
民、の、忠、誠、心、を、感、化、せ、む、と、し、式、は、同、様、手、段

を以て食糧暴動工場罷怠業を煽動する等
の不正行為に出でたも、十の五は、
ありま、十、
敘上、の如き基督教徒の及戦和平的勸告
に因り、今後、の展望に、一、一、言致し、ま、十
れば、今後、戦高、の緊迫化、敵側謀略活布、熾
烈化等に伴ひ、ま、し、て
の嘗て、外國との連絡、に、有、じ、又、は、現に、外國
との關係を、有、する、もの、が、敵側、の、謀略、活布
の、基盤、とし、て、利用、せ、ら、れ、
の、外國人、と、接觸、多、き、基督教徒、が、敵側、の、宣
傳、謀略、に、利用、せ、ら、れ、若、し、は、自、ら、進、ん、で、

敵の爲に謀報行為を爲し
 以て其組織信條等の各面に於て米英と深
 き關係を有し、甚くは自由主義乃至平和
 主義的思想信仰を奉ずるものか更に一
 層積極的に反戦反軍思想を宣傳し、敗戦
 的策動を爲す等種々に在る利敵的不道行
 動に出づるものなり
 四 基督教徒の反戦和平的思想言説加
 能て教外に在る一般民衆の戦争に對す
 る疲労感に波及し、一層之を助長して和
 平氣運を廣汎に弥漫せしむるに至るもの

真あること
等が豫想せしむるに
察せしむるに
策に就いての特段の工夫努力を致すの必
要ありと思ふべきありました

尚戦時下に於きまじは國民大衆の心
理の中に免れずれば何物かに頼らむとす
るも持て生ずることか多し従つて之に策
をなす邪教運動が一層抬頭蔓延する虞あり
りまします一般民心の指導と相俟つた
斯の種行為者に対し嚴に警戒取締を加へし
水度いのであります

1 2 3 4 5 6
 0 0 0 0 0 0
 加 本 食 宜 秋
 之 土 之 之 况
 姓 环 粮 粮 况
 落 款 况 况 况

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

空·搬民·初向

ほ之に伴ふ国内諸般の問題に付ても幾
多の重大なる事案があらまふ關係上政
府並に戦争指導部に對する革新陣營の
監視的態度が厳しくなりつゝあるは必
然の勢ひであらうくと存じまふ
斯る一般的方向の問題に於てまする革新
陣營の伝統は相當留意警戒を要すべし
莫があらるのであらまふが今二三の莫に
つゝ申し上げますと、先づ軍政要望の問
題でありまふ先程一寸觸れましたるが要
するに現在迄の歴史的閣内閣の政治力を以
てしましては到底今日の緊迫せる情勢

新に鈴木内閣が發足致したるのであります。すが革新陣營に於きまして小磯内閣に對して期待を失つて居たのにも不拘鈴木新内閣に對しても特別希望の意向が見受けられなかつたのであります。勿論鈴木首相の高潔なる人格と聖戰に勝への断乎たる方針に對しては一應之を了とす所がありましたが過般の独乙崩壞は國內民心に對しても相當の動搖を與へて居る様であります。又之に伴ふ對外交にも異常の關心があり、更に又沖縄方面の戦局の重大性乃至

一 革新陣營の動向

革新陣營の最近に於ける状況を概観申
し上げます。

小磯前内閣に對しましては比島戦局を

繞る施政方針に對し組閣以來の批判的

態度が漸次濃化して参つたのでありま

すが、本年に入りましては内外共に幾多

の重大事案が相次いで生起致しました

に小磯内閣に對する革新陣營の底流面

は可成り複雑微妙なる傾向にあるので

ありまます例へば

翼賛壯年團の人事を繞る内証問題

翼賛政治會を中心とする國民運動一
元化問題
第八十六通常議會に於ける翼政會幹
部に對する小會派の動向
三月十日以降の引續く大空襲
硫黄島失陥
内閣改造問題
沖縄方面に對する敵侵寇
等相次ぎ起りますと共に戦争指導に對
する陸海合一或は統帥一元化問題を繞
り相當急迫せる情勢を辿りつゝあつた
のでありまして戦局の推移と共に國內
情勢も是に緊迫の度を加ふるに至つた

のてあります。従ひまして革新陣營にあり
りましても勢ひ小磯内閣の弱体を論難
するに止まらず述べては小磯首相の責
任追及論も抬頭し強力政治要望の聲は
愈高く叫ばるるに至つたのであります。
而して軍内一部の動向に對心致しまし
て頼りに軍政即時断行を強調し文書に
言動に頼る留意を要するものがあつた
のであります。然も一部尖鋭分子にあり
まじては最早小磯内閣に依つては時報
收拾は不可能であるとし政変の必至國
内維新の不可避を云爲するよ云ふ様な

次、英、て、あり、ま、し、て、此、等、の、概、括、的、な、意、流、
面、は、

。二月四日、埼玉、豊田、陸軍、航空、士官、學

校、勤務、陸軍、小、尉、金、丸、秀、丸、は、戦、局、の、前

途、を、憂、慮、し、嘆、願、書、を、携、帶、首、相、官、邸、に

至、り、小、磯、首、相、に、面、會、を、強、要、し、憲、兵、隊

に、檢、束、さ、さ、

。元、大、日、本、一、新、會、員、滿、洲、駐、屯、軍、歩、兵、一

等、兵、牧、島、正、臣、は、翼、政、會、幹、部、の、企、圖、す

る、舉、國、的、新、政、治、結、社、の、結、成、企、圖、は、既

成、政、党、の、復、讐、な、り、と、婦、憤、し、金、光、總、務

を、暗、殺、す、べ、く、翼、政、會、本、部、附、近、を、徘徊

し、馬、た、る、事、案

○元憲兵軍曹藤沢四郎は大森区内工場

の徴用工なる處時局を憂慮し二月十

八日総理官邸に至り小磯首相に面會

を懇要所轄署に検挙す

○在京皇愛社主幹岩瀬博之助は直接行

動より小宮城前にて同志順次自又

いいて上層部に直諫すべく決意し同

志と連絡中なるを警視庁にて探知せ

らる

○陸軍大尉杉茂は救越なる遺書を携行

して官邸に小磯首相を訪問面會を懇

要の後宮城前にて割腹自又せんと

せるも未遂に終り憲兵隊取調をなす

。緒方國務相刺殺不遂事件

不穩文書

。本年三月靖國の神の使者救國の臣よ

りと記載しある不穩文書

。本年二月藤田勇名義戒嚴令即時断行

を要望せる内容激越なる連白書三十

部印刷發禁處分

。久原房之助名義の不穩文書

等に拍車せられまして相當警戒を要す

べき状況を呈して居たのであります

斯る際に突如政変を見るに至りまして

新に鈴木内閣が發足致したためでありま
すが革新陣営に於ては小磯内閣に
對して期待を失つて居たのにも不拘鈴木
木新内閣に對しても特別希望の意向が
見受けられなかつたのであります
勿論鈴木首相の高潔なる人格と聖戰
勝への断乎たる方針に對しては一
應之を了すとする所があまりも過般
の独乙崩壊は國內民心に對しても相當
の動搖を與へて居る様であります又
之に伴ふ對ソ外交にも異常の關心があ
り更に又沖縄方面の戦局の重大性
一七乃至

は之に伴ふ國內諸般の問題に付ても幾
多の重大なる事案がありまゝ有關係上政
府並に戦争指導部に對する革新陣營の
監視的態度が嚴しくなりつゝあるは必
然の勢ひであらうと存じます
斯る一般的方向の問題に於きまゝする革新
陣營の底流は相當留意警戒を要すべし
矣があるのであります今二三の矣に
つぎ申し上げますと、先づ軍政要望の問
題であります先程一寸觸れましたが要
するに現在迄の歴代内閣の政治力を以
てしましめては到底今日の緊迫せる情勢

を克服する強力政治の断行は到底不可
能である速かに強力維新内閣を樹立し
て軍政を断行し眞の決戦的政策を决行
せなければならぬと云ふのであります。
斯る傾向は現在軍内一部並に民間にも
相當強く考へられて居る様であります。
て非常大権の發動による決戦体制の急
速断行を主張する各方面の動向と相関
聯し相當注意の要あるものと存するの
であります。
次に最近革新陣営内に於きまする大同
團結的傾向のあるとゞあります。
従来の團體を解消して一つの團體に發

展 結 集 する と 云 不 程 進 人 だ も の で は な
い の で あ り ま す が さ り と て 従 来 の 如 き
緩 慢 な る も の で も な く 相 當 具 体 性 実 行
性 を 有 し て 居 る 如 く 見 受 け ら る フ の で
あ り ま す 例 へ ば 聖 教 実 際 會 堂 環 同 志 會
の 如 き 或 休 又 全 日 本 國 民 特 攻 隊 總 本 部
の 結 成 運 動 の 如 く 多 數 の 團 体 の 有 力 メ
ン バ ー を 廣 範 に 網 羅 し て 居 り ま し て 特
に 最 近 顕 著 な 傾 向 に あ る の で あ り ま す
次 に 事 件 関 係 者 の 動 向 で あ り ま す が 就
中 二 二 六 事 件 の 関 係 者 中 直 接 事 件 に 携
は ら な か つ た 軍 内 分 子 或 は 之 と 主 張 を
回 じ く する 小 壯 火 銃 分 子 が 最 近 相 當 數

中央に動勢する様になつて居りますが
之等分子は之を契機としまして民間革
新分子と擅りに交友を温めて居る模様
であります。最近軍内に於ける革新的
であります。最近軍内に於ける革新的
潮流と觀み合せまして特級の留意を要
するものがあると思ふのであります。
次に此の際一言致したることには之等革
新分子の主張なり活動に於て不穩なる
ものに対しましては因よリ断半に取
断をなすべからざることは申す迄も御座
りませぬが、尙く共中正・穩健に於ては
尙く尙く面を對峙しては徒らに断正
的なることなきを國家的立場に於

て指導暢達するの態度にあらねばならぬと思ふのであります。尚和平問題に對する革新分子の態度でありますが、之の問題は時局の現段階より致しまして彼等の最も関心を有する問題の一であり且名分上彼等の最も捉む易き問題であります。之が動向に閉じまする査察警戒に對しては今後充分注意の要があるものと存じて居ります。以上革新運動の最近に於ける状況を極めて概畧申し上げたいのであります。一

言とまきまきならば表面的には概して平穩
且自重的であると言ひ得るのでありま
すが其の底流面は依然として複雑深刻
なるものがありまして苟も要戰遂行を
内維新を阻害するが如き卒業の発生す
るに於きましては當然活潑なる活動が
展開せらるるであらうし特に和平問題
の抬頭するが如き場合に於きましては
敢然蹶起するの態勢にあると云ふこと
は充分考へらるる所でありませすが要は

今後、於ける客観情勢の推移如何に俟
つべきものであります関係上之が視察
内偵に對しては格段の御留意を煩はし
たいと存する次第であります。

昭和三十一年七月

行政面ニ現ハル共産軍ノ動向ト其ノ影響



陸軍省経済保安課

目次

概説

一 重要産業ノ生産ニ対スル影響

二 松根油生産ニ関スル各種紛議

三 新山床生産ノ減退事案

四 石炭増産ニ対スル不当干渉

五 水産業ニ興フル協育会

六 一般労務ノ大量吸収

三 陸軍農耕隊ノ動向ト民心ニ興フル影響

四 陸軍農耕隊ノ運営実情

五 軍ニ於ケル食糧其ノ他ノ買換り傾向

四 軍ノ不当行爲ニ依ル民心ノ動向
隱退藏物資取締ニ伴フ軍ノ特異動向
海陸輸送力ニ及木ノ影響
五 其ノ他不当行爲並ニ特異動向
六

一 概 説

戦局ノ進展ニ対慶ニ國土防衛施設ノ急速ナル整備拡充ヲ企図セラレツ、アルト共ニ、航空機燃料ノ氷帯増産、軍需食糧ノ自給計畫草案ノ実施ニ伴ヒ各地ニ於ケル陸海軍部隊ノ駐屯ハ激増ノ一途ヲ辿リツ、アリテ、各受入府縣ニ在リテハ之等軍目的達成ノ為資材労務、食糧、輸送等凡有都面ニ互リ積極的協力ヲ為レツ、アリモ、軍要水ノ全テヲ充足スルハ困難ニシテ、重要産業ノ維持増強並國民生活ノ安定確保ノ為ニハ幾多ノ調整措置ヲ要スルモノアリテ、近時各府縣ニ在ケル経済施策ノ根幹、叙上軍民需ノ調整並其ノ適確ナル運営推進ニ在リト謂フモ過言ニ非ズ。

而、レテ之カ具体的進管ニ当リテハ飽迄軍需優ル
方針、下ニ進メラレツ、アルモ多ク速ナル部隊ノ編成配
善收業実施ノ結果ハ往々計画性ヲ失ヒ無秩序ニテ
ルト共ニ軍中央ニ於ケル方針ノ現地部隊へノ浸透徹底
ヲ欠ク目的達成ノ爲ニハ手段ヲ拮バテルノ非常識
行爲ヲ敢テスルモ、（此等各種詳述計画、遂行、大ナル難路ヲ及ボシ此種難
行爲ヲ敢テスルモ、（此等各種詳述計画、遂行、大ナル難路ヲ及ボシ此種難
之が最速ニ進ムル方ニ對シテ） 現地部隊ニ於ケル纖維製品等
ノ大量買付ニ依リ著シク需給統制ヲ失ヒ民需ヲ
圧迫シタル事例多カリ、レモ目取近ニ於テハ其ノ範圍ハ
愈々拡大セラレ、各種之重要産業業ニ於ケル生産座乃至曲展業
經營ニ對シテモ悪影響ヲ及ボレツ、アルト共ニ進管ヲ

告ぐツ、アル輸送力ハノ物質成ヲ増大シテハ物資ノ不当獲
得、民意ノ抑圧、業者部面ニ互リ顕著ナル弊害ヲ露呈
シ来タリ、當局急進ト共ニ之等ノ傾向ハ愈々濃化セムトシ、
アリ。

即チ航空機用燃料トシテノ松根油生産ニ当リ、中央ニ於
ケル陸海農商三省ノ協定アルニモ拘ラズ、航空兵器總局
千係ニ在リテハ各地ニ進出陸軍兵ニ依ル生産ヲ強行シ、
アリテ縣計画トノ競合ヲ来タシ、資材、労力ノ供給
ニ当リ著シク支障ヲ及ボシ、又ハ精製施設ノ指定ニ際
シ、軍独善ノ氣潮アルハ中央ニ於ケル協定ヲ有名無実ト
イラシメ、麻糍ヲレテ、歸趨ニ迷ハ、レムルモノスラアリ。
又石炭増産ニ対スル協力名下ニ、憲兵ニ依ル炭礦

従業員ノ徳行的訓練並ニ一般的生产監督勸導ハ純然
タル行政面ニ対スル不当ナル進出ニシテ千係方面ニ対シ
異常ナル圧迫感ヲ與ヘ居リ、更ニ防衛隊也ノ構築
ニ対スル労務ノ大量吸收及山林ノ伐採禁止等ハ他
方ニ産業並ニ農業経営ニ多大ノ影響ヲ及ボシ其ノ
生産ノ減退ヲ憂ヒ上層ニテアルト共ニ自隊ニ於
テハ食糧確保ニ急グル余リ、漁業会社ヲ買収直轄
水産業ニ従事セムトシ、甚シキニ至リテハ、海軍艦艇
ニ依リ滞留ニ依ル漁獲ヲ散行スル等、漁業者ノ憂六
ナル苦悶隊トナリツマアリ。

一方、自給計画ニ基ク農耕隊ニ於ケル甘蔗諸、魚
鈴苺者ノ作付ハ既ニ各地ニ於テ相当進メラレツマアルモ

之が、運送ノ実情ハ一般のニ低相ニシテ上向ヨリ指示ニ俾
ル数量ノ作付ヲメテ是レリトナスガ如ク増産ノ效果
ヲ収メムトスル熱意ニ乏シク地質風土ニ適セザル植付方
法ヲ何等意ニ介セズレテ地元民ノ忠告ヲ作ケ又所
要敷ヲ確保スル爲苗ノ種類ヲ按ブコトナク四買漢少領
向アル結果植付後ノ作柄ハ一般ニ不良ニシテ予想取獲
量ノ半量ノ收穫ヌラ困難視セラレ居レリ
又部隊給食用トシテノ鮮魚介、蔬菜類ハ地元府縣
ノ献身的熱誠ニ依リ民需ニ対シ能フ限りノ削減ヲ加ヘ之
ガ供給ニ力メ居レルモ猶積極的ニ之等ノ獲得ニ任事シ
農業者会其ノ他ノ統制団体ニ強硬ニ要求シ或ハ直接農家
ヨリ買付クルモノ跡ヲ絶タザル状況ニシテ集荷阻害ノ一因

ヲ為スモノアリ。

更ニ兵員中ニハ作業過激ノ為空腹ニ堪ヘズトナレ。農家
スハ一般所業ニ對シテ人食事ノ提提ヲ求ムルモノ多クト共ニ植
付中ノ種甘藷ノ異常事件隨所ニ散見セラレ。軍駐屯ヲ
迷惑視スル風潮アラハ。百憂フベキ現象ト謂フベク。他
面部隊投營ニ對スル適確ナル準備措置ヲ欠クテ居リ。為
右部隊共所要器具類其他所要雜品ハ凡有手段ヲ講
ビテ買換リ。兵船余ノ果ハ兵員ノ前職ニ依リテ千係資
材ヲ入手セシムヘク一時歸郷セシメツアリテ弊ヒ之等ノ兵
員ハ。ヨリ其ノ父兄ニ至ル迄指示セラレタル資材ノ入手
ニ在テスル等各種ノ弊害ヲ醸シ居リ。又過般全國的
ニ實施セラレタル隱匿藏物資取締ニ依ル確認資材

ノ入手ヲ策シテ賦力化協議会ノ配分ヲ俟ツコトナク之ガ引
渡シヲ所轄署ニ要求シテ或ハ業者ニ對シテ敷目的ニ
ヲ弄シ又ハ強制的ニ讓渡セシムル等ノ事例ニ至レカラス。

就中前記取締ハ警察署ニ於ケル統一的取締ノ方針ヲ
確シセシメ居ルヲ抑ラズ一部地方ニ憲兵隊ニ於テハ何處ニ所
在物資ヲ確認スルコトナクシテ丁憲兵隊以外ニ依出セザル
旨ノ協約書ヲ呈スル等警察取締ノ遂行ヲ阻言

ツハアルト共ニ当業者ヲシテ其ノ何レニ據ルベキカニ困惑
シタル等ノ事例ハ結果的ニ取締ニ依ル結果ヲ減殺セシム
ト虞アリ。

陣地構築資材ノ他軍需資材ノ輸送ニ関シテ貨物自動車
ノ配車要求ハ尨大ナル數ニ及ビテ重要物資輸送力ヲ著

ク減殺シ居ルト共ニ採州船、馬匹等ノ大量買上ゲハ通
迫ヲ告ゲツ、アル輸送カラ更ニ窮迫化セシムルモノト、レテ社
縣ハ固ヨリ当業者ニ社テハ之ガ対策ニ苦心シツアル状況
ナリ

其ノ他軍干係事業ニ従事セル業者ニレテ経済衰退及
トレテ横暴セラル、又之ヲ社ヲ護スベク横暴日ヨリニテ教日
ヲ通リテ本人スラ干知セザル軍属ニ任命身分干係ヲ爲
ニ憲兵隊ニ引込レテ要ホシ直々ニ釋放シ、又ハ軍施設
工事場ニ送ケル遠及横暴ハ緊急工事ヲ阻害スルモノト
憲兵隊ヨリ所轄署ニ抗議ヲ申入ルルガ如キ軍干係
事業ハ恰モ取締ノ圏外ニ在ルガ如キ觀念ニ終始スルノ
傾向ニ在リテ一般取締ニ暗影ヲ投シ居レリ。

要之軍方面ニ於ケル一敵動向ハ軍ニ非ズレバ何事モ
為レ得ザルガ如ク錯覚ニ捉ハレ又ハ軍千係イル為如何
ナル事案モ容認セラル、モノトイヘ居レルガ如ク築軌道
此等措ニ出ツルモノ勦カラズ固ヨリ軍中央部ニ於ケル甚意
ニ非ズトスルモ其ノ影知音面ノ軍大ナルニ繼ミ早急ナル
対策ヲ備ズルニ非ガレバ勢ノ趨ク所軍民離反ノ傾向ヲ
招来スルノ上虞無シトセズ特ニ戒慎ヲ要スルトコトナリ
之ガ最近ニ於ケル各地事案中顯著ナルモノヲ摘記スルニ
極ネ左ノ通りナリ。

二 重要産業ノ生産ニ対スル影響

(一) 松根油生産ニ対スル各種紛議

人協定ヲ無視セル陸軍ノ松根油生産ノ強行 (靜岡)
陸海軍ニ於テ人靜岡縣下ニ三個所ニ陸軍四ヶ基、海軍四
ヶ基ノ案ヲ設置計畫、下ニ目下ニヶ所四ヶ基ハ生産開
始、他ハ出来案準備中ニシテ其ノ後農業會ニ対シ松
根ノ提供ヲ陸軍ヨリホメラレタルガ右ハ陸軍者整備局
長ヨリ農商省山林局長宛文書ニ依リ東海行政協議
會地区又金額ニテ基ノ公約ヲ破ト共ニ内ニヶ所三ヶ基ハ農
業會ニ基キル生産計畫ト綜合ノ事業計畫画遂行上支障
勤カラズトシテ其ノ自制ヲ要望レ居レリ。又目下ノ各軍
ニ提供セル松根ハ其ノロロロ貫ノミナルモ單位農業會ニ対

シテハ所在部隊ヨリ屢、提使方交渉アル模様ナリ。

2. 農林省不念ニシテハ松根ノ採掘並ニ搬出ノ禁止(群馬)ノ
由事、御備、志村ニシテハ昨年四月南部一帯ノ林野約八
〇〇町歩ヲ陸軍用地トシテ宇都宮師団ニ讓渡セルが同地
嶺一帯ハ松根ノ採掘ニ適シ又松根油増産計画樹立当
時ヨリ東北関東ハ海軍地区ト指定セラレ居リタルヲ係上
同村ニシテハ海軍派遣將兵ノ指導協力ヲ得テ案ニ一基
ヲ設置シ之ガ採掘ニ從事中ノ屢、宇都宮師団經理部
ヨリ突然松根採掘中止方申入アリ、既ニ採掘セル
松根約五萬貫ノ搬出禁止ヲナレタル為作業ハ中止
ノ已ムナキニ至リ増産計画ニ多大ノ影響ヲ来タレタル
ヲ以テ縣ニシテ交渉同地内ニ 獲ル陸軍ノ直營金作

四釜以内トシ、地内松根一カ、万貫中五〇万貫ハ陸軍ニ於
テ取得スルコトト決定セルモ、部及ハ過去ノ経緯ヲ快シトセ
ズ、部隊ニ対スル食糧物資ノ供出等ニ協力セザルモノ一部
ニ在リ。

又、軍需者ニ於ケル松根油生産計画、不当強行

(1) 福島

軍需者ニ於テハ松根油生産一為、四月中旬ヨリ、軍
需者航空兵器總局輸送部第五燃料特別生産
隊ノ干係者兼、藤ノ北会津郡一東山村、門田村ニ於テ、
約三〇〇トン量設置ヲ計畫準備中、ミレテ乾溜釜、資
材等モ逐次入荷ヲ見ツツアルト共ニ原料松根ヲ確
保スベク、中等学校生徒ノ応援ヲ亦ハ拔根作業

ニ從事中ニシテ右ハ農商者山林商長ヨリ航空兵
器總局ニ對スル軍需者ノ釜設置ハ惣メストノ正式固
若ク趣旨ニモ及スルモノアルヲ以テ縣連絡官ヨリ一志
中止方申入レシタルガ中央方針ノ末端ノ徹底ヲ
期スル要アリ。

(2) 秋田

軍需者航空兵器總局ニ於テハ南秋田郡天王村
大野樹脂化学工業所ニ對シテ建設ニ釜ノ外更ニ
一〇〇トンヲ設置生産ニ当ルベキ旨指示シ未タリタ
ルガ右ハ主務者指示ニ基テ農業會ニ本建ノ生
産計畫ト競合スルト共ニ農商者ニ於ケル航空
兵器總局協力ノ乾留釜設置ハ惣メストノ方針

明白ナルモノアリ、月人ヨリ軍需者ニ指示ヲ求メタルニ
五月十日同商輸送部長ヨリ大野ニ対シ依然生産ヲ展
行スベシトノ通知アリ、兩者対立ノ状態トナリタルモ縣ニ於テ
ハ大野ニ在業許可ヲ為ササル方針ナルヲ以テ生産不可
能ノ実情ニ在リ。

① 新炭生産ノ減退傾向

一 軍施設ノ急増ト木材新炭生産ニ及ボス影響
縣下ニ於ケル軍施設ハ水戸市ヲ中心トスルニ
村ニ在リ、右地区ニ於ケル平地林ニ四八八所、
飛樹木伐採ヲ停止シ立入禁止方通告アリタルガ、
ハ從來輸送至便ナル平地林トシテ年間木材三〇万石
木炭五七万貫ヲ新二七四萬石ノ有力ナル生産ヲ見

ソ、ア、リ、タ、ル、為、生、産、所、村、ノ、消、費、地、較、メ、高、在、業、及、終、職、業、
務、ノ、進、避、自、家、生、産、ノ、増、加、等、ノ、要、現、象、ヲ、見、ツ、ハ、ア、リ、
縣、ニ、於、テ、ハ、事、態、ヲ、自、愛、上、慮、シ、現、地、部、隊、ト、接、渉、作、戦、
ニ、支、障、ヲ、來、タ、サ、シ、ハ、限、交、ニ、於、テ、伐、採、ノ、承、諾、ヲ、得、タ、
ル、ヲ、以、テ、多、少、ノ、生、産、ハ、確、保、セ、ラ、ル、モ、今、後、ノ、全、般、的、需、
給、個、體、ハ、極、メ、テ、困、難、視、セ、ラ、レ、居、レ、リ、

又、部、隊、駐、屯、ニ、伴、フ、新、炭、ノ、民、需、圧、迫、ト、生、産、低、下、(橋、本、)
縣、下、駐、屯、七、部、隊、ハ、極、メ、テ、増、加、シ、ツ、ア、ル、モ、何、レ、モ、新、設、キ、
ル、為、ヤ、新、山、炭、等、ノ、割、当、無、ク、勢、ヒ、民、需、ヲ、圧、迫、セ、ラ、ル、ハ、シ、
リ、第、一、四、半、期、ニ、於、ケ、ル、各、部、隊、ニ、對、ス、ル、供、出、ハ、米、炭、
一、五、〇、俵、ヲ、新、二、四、〇、口、口、米、ノ、尨、大、十、ル、量、ニ、上、リ、甚、多、シ、
ク、民、需、ノ、逼、迫、ヲ、來、タ、シ、又、作、戦、及、防、衛、上、ノ、見、地、ヨ、リ、

業伐林トシテ指定セラレタルモノ五、一三三町立木材積四三、
三六〇石ニシテ該地ハ新山炭産地林ナル爲生産多火ノ
影響ヲ及ボシ縣下生産実績ハ第一、四半期生産計
画ニ對シ木炭四九%、新四三%ノ極メテ良慮サレベ
状態ニ在リ。

(三) 石炭増産ニ對スル不当干渉

五月中ニ於ケル山口山炭ノ出山成績ハ目標三四三、〇〇〇噸ニ
對シ実績ニ八〇、一六七噸、八一%ノ不振状況ニ在リテ九州
地方 鉱山局ニ於テハ第一、四半期生産目標ノ絶体完
遂ニシテ期レ五月ニテ七日ヨリ六日未迄ヲ因彈特攻仗勝
増産期間ト定メ強力ナル推進運動展開中ナルガ地
元ニ是れ隊ニ於テハ最速進石炭山ニ進歩現地増産督

勸ニ善兵ヲ使用シテ了リテ

山口地区に善兵其隊ニ在リテ八月五日宇部市沖ノ山出炭
採石炭灰山ヲ採者ヲ集メ坑員出勤率ノ低下ヲ追及シ
今後善兵ハ坑員進出ノ防止及出勤不良坑員ノ出勤
督勵等ニ協力スル旨表明シ

必守部善兵分隊ニ在リテ八月五日及六日一両日同市所在
長生炭坑ニ善兵ニ在リテ出勤不良坑員ニ對シ長
時間ニ亘リ嚴格ナル軍事教練ヲ実施シタル外一室三回
ガ火ノ訓練ヲ改打スル等ノ手段ニ出テタル為該員間ニ多
大ニ恐慌ト及應ヲ買ヒ之ガ暴行ヲ受テタル坑員十人
名ハ七月十七日以降逐時進出ノ異常方面ノ工場ニ就
セテ至リタルガ善兵隊ニ在リテ之ニ對シ何等具體的措置

置ヲ採ス

(3) 宇都市憲兵分隊員ハ五月二十日新見初出灰竈ニ至リタル際
人事課長ニ不正事案アリヤト言辭ヲ身ニスル又會計用
交回課ニ赴キ諸帳簿ヲ提示ヲ拒メ之ガ横断ヲ行ヒタル
ヲ以テ憤激セルル灰竈頭取ハ同分隊長ニ抗議ヲ申出
テタリ

(4) 沖ノ山東見初、沖宇都ノ三灰竈ニ對シテ六月三日ヨリ常
時計三人名ノ隊員ヲ派シ生産監督初中

等然然タル一般行政面ニ進出シ居レシガ一方此領域其ノ他作賦
上必要ノ故ヲ以テ之等灰山ニ對シ探出灰資材タル數金山石採
鑛嘴、筵、ドリル其ノ他多量ノ供出ヲ要請シ山灰竈側ニ
法ヲハテ準備品ヲ供出差當リ探出灰ニハ支障ナクモ今後引
ケ

繞又斯種汝具材ノ供出ヲ強要セラルト又ハ作然的ニ出炭
ニ影響者ヲ見ルモノトシテ才保者ハ憂慮シ居レリ。(六三〇)

(四) 水産業ニ興フル所歟

一 軍ニ於ケル漁業経営企図(千葉)

木更津海軍航空隊ニ於テハ軍艦自ノ立場ニ於テ鮮
魚介ノ生産ヲ確保スベク米飯菜一部民船ヲ借受
ケ漁師ヲ水先トシテ將兵三十四名ヲ内火艇ニ分乗東
京湾内漁業禁止区域ニテ須獲ニシタル事例アリ
リ、又木更津第一海軍航空隊ニ於テモ所在ノ水産会
社ヲ買収ノ上航空隊生産班水産部トシテ同工隊員
ヲシテ会社漁船資材ヲ利用シ東京湾内ニ於テ漁獲ス
ベク縣ニ諒解ヲ求ムル所アリタル也、其ノ影響者ノ重大ナル

二 鑑ニ農商省一指示ヲ受ケ不可ナル旨ヲ固不セルモ推
移注意中（其九）

2. 海軍艦艇ニ依ル不正漁業事案

(1) 長崎

其、島嶼沿岸海軍艦艇乗組員ニ於テハ爆薬ヲ使
用シ不正漁業ヲ敢行スルモノアリテ地方漁民間ニ
在リテハ斯ル手段ニ依ル漁獲ハ魚群ノ固遊ヲ
減退セシメ不正漁原因ヲ誘發スルモノトシテ自覺上慮
シ居リ之が最近ノ事例ハ昭和十一年四月頃五
島至ノ浦沖合ニ於テ海軍監視艇乗組員ガ爆
薬ヲ使用忽漁民ニ同日三月七日迄備用水雷艇乗
組員ニ於テモ同様事例アリ

2. 庄島

庄島下橋後灘の遺跡掘地は、於て一月初旬二月六日頃
及び七日ノ三回ニ亘リ、汽艇練習艇等ニ依リ、海軍
下士官多数が爆雷ヲ投下其ノ鄰近ノ數百貫ノ遺
骸ヲヤシタルガ、附近航行船舶力指集所屬遺
業令ニ出荷セルノミナリトモ、ハロ業貫ニ達シタリ。
之等遺骸遺場所ハ何レモ豊後区ナルモ爆雷遺骸ニ依リ
遺骸ハ負入ノ難ヲ破壞シ遺骸ヲ繁殖不能ニ陥ルモノ
アリトシテ、千餘名ハ負入難シク居レリ。

庄ノ般ノ汚物ノ大量吸收

庄ノ般ノ汚物ノ大量吸收ニ対スル爲山千餘名汚物者ノ勤員(山口)
秋野郡桑原村前在田中耕業秋野山ニ対シテ西

部隊司令部ヨリノ要請ニ依リ鎮城義勇隊トシテ
員一〇〇名及職員ノ一部ヲ三月ノ定ヲ以テ九州方
面ニ動員ス又同隊山土木工事清員者所屬労務者
此口名モ同様出勤シ其他生高、大寶兩隊公ニ於テ
モ同様事例アリテ何レモ従業員ノ大部分ナルヲ被命
茲山ニ於テハ殆ト事業休止ヲ示義ナクセラレ居ル状見アリ
又、軍需總務部ガ地方労務ニ及ボス影響者(島根)
縣下重要地区ニ於テハ陸海軍ニ係リ施設工事ニ関シ
本年四月以降一日共八四一名ヲ出勤セシメ居リ、皆モ
農繁期、為農村労力ノ維持ニ困難ヲ感シ居リ
又二月中旬ヨリ着工中ノ出雲今市駅橋下橋ノ
拡張工事ハ常時四十五名ノ労務者ヲ要スルモ之

が身儘カニ四、五名ヲ稼働セシメ居ルニ過マス既ニ九
三%ヲ完成シ居ルモ六月末迄ノ完了ヲ疑問ニシテ山
隈線ノ貨物列車増加運轉ニ一大支障ヲ来タレツ、
アリ。(メ、セ)

3. 軍緊急工事ノ強行ト農山村ノ逼迫 (愛知)
管下各地ニ軍事施設ノ構築ヲ見ツ、アルアリテ農山
村勞力ノ緊急動員行ハレ既ニ延ニ三萬人ノ多クニ
上リ之ガ山林方面ニ在リテハ補充勞務トシテ國民隊
林見立、豫備隊女子等ヲ新山及生産ニ向ケツ、
アルニ割当ニ対シテ三割程交ノ減産ハ余義ナク、実情
ニシテ、又農村ニ在リテハ急来、如ク土地買収ノ交渉
ナク殆ド事後義産ノ処分ヲ採リ直接現物指示ニ

依り工事ヲ強行シツマレ厚一級部民ハ突然自己所有
地ヲ没分カレ麦作付其ノ他ハ殆ト放任ノ状況ニ在リテ
大部分ノ農民ハ生活ノ建直レヲ来タレ何レモ熱心慌ヲ
見ツツアリー(三、三)

4. 沿岸林業域工事ニ伴フ労働、輸送事情(和歌山)

標記工事ハ施設計画ノ不備、器材ノ不足、輸送面ノ制肘
等ニ因リ概ネ三〇%乃至五〇%程度ノ進捗ヲ見ツマレ
ルガ、之ガ爲一日約二萬四千人ノ地方労働ヲ動員セラレ居
レリ。重要工場ニ於テハ労働者ハ其ノ二割ヲ基幹トシ
テ、職域ヨリ援出シ居ルルガ大規模工場ニ於テハ生産上大
ナル影響者ナク、中小工場ニ於テハ生産低下ヲ来タレ、農
林水産方面ニ在リテハ田畠兼業要員ノ三〇%乃至八〇%ヲ

444
新設セラレタル為食糧増産ニ及ボス影響者ハ甚大ニレリ
又各種輸送力ヲ過半ヲ吸収セラレタル結果大規模農業
能率ニ依リ能率減ヲ加ヘ各種生活必需品物資ノ輸送
ニ支障ヲ来タレソフアリ。(六、一六)

5. 陣地構築不ニ伴フ食糧増産ヘノ影響者(靜岡)
縣下要地ニ對スル陣地是レ他ノ陣事施設ノ構築不ニ因
リ四月末現在ニ至ケル廣域面積ハ田地畑地、山林等一
七三一及三畝ニ上リ之カ構築不ニ當リ地元民ノ勞務提
供ハ延出タル者ヲ多クシテ是レ土地改良及播種等
ト競合、更ニ粟川大復旧シカ力ヲ要スル為農村以力
ニ多大ノ影響者ヲ及ボレソフアリ。(七、七)

三、陸軍農耕隊ノ動向ト民心ニ興ツル影響

(一) 陸軍農耕隊ノ運営実情

一、部隊駐屯ニ依ル地元負担増大(群馬)

宇都宮中三農耕隊將兵一八〇名ハ二月十

九日以來邑栗郡内一〇ヶ村ニ駐屯温田地帯ニ

三八六町歩ニ馬鈴薯ノ依付ヲナシ居レルカ、主

食及調味料ハ年支給ノ外ハ燃料副食物等ハ地

元ヨリ借出、飯茶碗湯釜風呂桶蒲團類農具ハ農

家ヨリ貸與ヲ受ケ居レリ。又兵員ノ夜食用トシ

テ甘藷ノ購入ヲ申入レアルモ之ニ怒ルコト

ヲ得カリシ。要一部兵次中ニハ室腹ヲ新へ附近

農家ニ甘藷ノ買渡リヲ存シタル事例アリテ日

計ノ経過ト共ニ地元負担増大シテアリ。

二、軍農耕隊ノ馬鈴薯依付状況ト地元民

ノ意向(安知)

管下碧城軍馬城町外六ヶ町村ニ八軍農耕隊

隊約九。〇名駐屯三五九歩二馬鈴薯ヲ植付
 及當收量ニ。〇費收穫目標七八九〇費ヲ目
 途ニ。栽培中ナルガ之加植付ニ當リテハ内原
 訓殊所指導ニ係ル一芽植ヲ採用シタルモ内地
 方ニ適セズ發芽状況ハ一般ニ比シ約十日間遅
 延スルト共ニ瘦莖トナリ一般農家ノソレニ比
 シ伸育状況不良ナル為收穫予想ヨリ約五割以
 上ノ減收ヲ免レサルモト見ラレ、関係地元民
 ニ在リテハ地名同様ノ植付ヲ勸奨シ種薯不足
 ナレハ斡旋スト申入レタルモ隊長ニ熱意ナク
 種子不足ナレハ植付カル必要ナシト拒否セラ
 レタリ又某隊長ハ吾々ハ收穫ハ如何ニナルト
 名命令通り実行スレハヨク増産等ハ尙懸ニ作
 事ト教言シリトシテ農耕隊創設ノ意義ヲ疑フ
 聲アリ。(五二三)

又、京田農耕部隊ニ依ル馬鈴薯ノ不成績（茨城）
 原因ニ於テハ、水田一、八〇。水田ノ利、馬鈴薯
 ノ栽培ニ從事シ居リ、之ガ收穫一、八〇。水田
 ノ收穫ニ懸念シ居ルハ、種付後ノ成育状況ハ高旺
 栽培ガ概キニ失シ、一、八〇ノ新キ過キ、実冷ニ依
 リ成育不良等ノ為、収獲量ノ減少、不成績ニ依
 收獲ハ約四、八〇。實冷ノ為、種薯後ノ收穫
 又、困難視サレ、実冷ニシテ、種薯後ノ收穫
 系シ居ルハ、農家ニ於テハ、種薯後ノ收穫
 也、為、才、刻、元、早、ク、播、取、リ、ク、要、望、シ、居、ル、ハ、宗
 田、於、テ、ハ、酒、後、ノ、肥、火、多、ク、種、付、シ、一、日、毛、達、ク、播、取
 事、務、整、又、ハ、等、ノ、牙、痛、ク、生、シ、種、ニ、於、テ、ハ、地、方、事
 務、所、其、ノ、他、サ、ン、ク、播、取、時、期、ノ、協、定、多、ク、為、サ、ン、ク、
 農、民、ノ、要、望、通、リ、決、定、サ、ル、ハ、狀、況、ニ、依
 事、務、所、農、民、ノ、不、滿、ヲ、醸、シ、ア、ル、ハ、

農耕部隊の収入

一般増産面

影響(増収)

縣下各地に於ける農耕部隊の競争的ニ

陸軍の植付ヲ為シ居ル為當初計畫ノ約ニ倍

ル一九三七一及ニ及ビタルモ只面積ノ擴大ノ

ニ専念シ成績不良ナル中隊ニ於テハ地元の

二其ノ入割ノ勞務ヲ提供セシメ居リ協力勸

地才ニ於テ元五割ノ下ヲカル状況ナリ

縣農事會ノ内査ニ依レバ春馬鈴薯ノ三ニシテ

合計近十万人ノ農村勞務ヲ割カレテ肥料

理土地改良菜園等ノ馬鈴薯増産計畫等ニ多大

影響ヲ見及ニ農耕部隊用肥料トシテ肥料配給

中ヨリ約四〇〇貫ヲ提供シタル為縣計畫ニ

依ル馬鈴薯ニ對スル肥料ハ計畫ノ七ニ減

少ルニ至レリ。(六一、七)

二
(二) 軍ニ於ケル食糧其ノ他ノ買換リ傾向
人結激化セシムル原因係ノ食糧物資獲得状況

(1) 北海道

某駐屯部隊ニ在リテハ昭和十九年中蔬菜
ノ需要ニ四〇〇万貫ノ要求アリタルモ生産
事情ヨリ其ノ七〇%ヲ供給セシムル加、部隊ニ於
テハ直接産地ニ對シテ半強制的買出シヲ敢行
シ、以テ四月以降同年末迄ニ於ケル買付量ハ
判明セルモ、之ニ於テモ約三、一、三、六、〇。
余貫ニ上リ、又既設農場ハケ所九八八町歩余
ヲ買収農場計畫ヲ進メ居リ之ニ要スル種子
トシテ蔬菜雜穀約一、七、〇、五石余、馬鈴薯三二
一、一、四、一貫ノ割當ヲ要求アリタリ。

(2) 靜岡

某駐屯部隊ニ在リテハ蔬菜類ハ所在青果

市場ヨリノ供給ニ於テハ不足トナシ、十九年
 末某農業者會ニ對シテ昭示ニテ十中以降ニ於テ一
 々月七。〇。〇。貴余ノ蔬菜ヲ直接納入セヨト
 強要一併既ニ入。〇。費ノ供給ヲ受ケタリ。又
 他ノ某部隊ニ於テモ附近農業者會ニ對シテ電話
 ヲ以テ甘薪四。〇。俵ヲ供出セヨ、割當手続ハ
 既ニ完了セリト猶シ納入ヲ要請シタルモ農
 業者會ニ於テハ正式通知ニ接セザル為躊躇シ

2. 物資獲得ヲ目的トスル兵員ノ帰郷(新潟)

仙台市駐屯東部中隊ニ部隊上等兵某ハ所属
 一々中隊カ伊勢崎附近国民学校駐屯ニ必要
 ナル設置器具、事務用品等ノ購入ノ命ヲ受ケ
 管下栃尾町ニ一時帰郷セルカ、同人ハ急召前
 重篤器具ノ販賣業ヲ學ニ居リタル為自宅ニ
 相當量ノ蓄積アルモノト思料シ居リタルニ

既ニ隱匿藏物資取締ニ依リ所轄署ニ於テ確
認指星ヲ了シ居タルヲ以テ之カ解除才申出
テ厨房用具事務用品等ハ親戚知己ヲ歴訪入
手ニ索走セリ。
又若松市所在青茶才三。四。部隊ニ等兵某
ハ佐渡郡ニ宮村ノ出身ナル為村カメ買出ノ
為休暇帰郷ノ最近各部隊共必要物資ハ自隊
ニ於テ入手ノ方針トナリ農村出身兵ニハ蔬
菜乾菜等ヲ所部出身兵ニハ釜鍋掘釘等
ノ買求メノ為帰京サセテ居ル。値段ハ割値ガ
モ構ハ又トノ事デシ夕言之下漏シ居レリ。

(六、一一)

3. 食糧物資入手ニ関スル特異動向(新潟)

管下面蒲原郡黒崎村駐屯部隊兵次ニ在リテ
ハ親密トナレル学童達ニ積極的ニ食糧物資
ノ持参方ヲ要求シ新潟市駐屯輸送部隊兵

士ハ夕刻練湯ヨリ、帰途空腹ノ余リ附近
婦女子ニ飯ヲ要ホシ、甚シキニ至リテハ味噌
醬油等ヲモ要求スルモノアリ。

又化藩系郡松ヶ浜村駐在曉輸送部隊ニ此リ

テハ附近海濱ニ漢獲アル毎ニ兵士ヲ買出シ

ニ派遣シ、中ニ個人用ノモノモ部隊ニ於テ

消費スルカ如ク、或ハ部隊ニ於テ使用ス

ルモノハ公定價格ニ據ル必要ナシ等ノ言動

アリテ、軍服ノ僭斯種買出行為ハ一般ノ反感

ヲ昂メワ、アリ。(六一)

4. 陸軍部隊ニ於ケル甘藷買渡り行為(石川)

管下駐在部隊ニ於テハ集農耕作所要トシテ

五〇〇万本ノ甘藷苗ノ發註アリタルが、縣ニ

於テハ斯ル程大ナル要求ニ應ジ得ズ且ソ右

數字ハ殆ント技術的根據ナキモノト認めテ

レ函検討ヲ申出デタルニ、五月中旬頃ヨリ右

今、茲

部隊ハ縣ノ幹旋ヲ俟タズニテ、藩苗生産所村
 二出身者ヲ派シ一人ニ〇〇〇本乃至三〇〇〇
 本ノ藩苗ヲ買取ラシメ、アリテ出資統制
 ヲ著シク、奈又モノアリタルヲ以テ、幹旋ニ於テ
 ハ、金沢師團ニ敵意申入レタル結果、同參謀長
 曰リ、管下各部隊ニ縣又ハ農業會ノ幹旋ニ依
 ルニキ旨指令アリタリ。(六四)
 策依、幕府ニ於ケル食糧物資ノ大量買付(山口)
 先所在、先海軍工廠ニ在リテハ、工兵給食用物
 資ノ獲得策トシテ、昨年来、神戸及先市在位、國
 係業者大者ヲ囑執トシ、高等官文ハ判仕官ノ
 経通ヲ以テ、旅行証明書等ヲ交付、全国各地ニ
 派シ、食糧物資ノ買付ヲ為サシメ、居タリ、本年
 一月、以降ニ於テ、塩乾魚、青果物等四七〇、二
 〇〇貫價格ニ於テ、七六〇〇圓(一部不詳)ニシテ、交
 二近ク、鮮鮭、因、乾燥、南瓜等五〇、〇〇貫(三五五、〇〇〇)

入荷ノ見込ニシテ最近ニ於テハ瞻望ノ
ミナラズ現役將校ヲモ派遣シ買付ケニ努メ
ツ、アル模様ナリ。(五、一六)

6. 駐屯部隊ノ各種物資ノ買渡リ(福岡)

駐屯各地駐屯部隊ニ在リテハ之ガ整備ニ要
スル各種物資ノ入手ニ年殺ヲ模ムカハル傾向
顕ニシテ、應召者ノ前職ヲ調査シテ部隊長ヨ
リ証明ヲ與ヘ前職ニ関係アル物資ノ買付ヲ
為サシメ、或ハ軍用ナリト猶シテ半徴發的ニ
民需物資ヲ買上ケ又ハ官公署公的団体等ニ
嘆願ノ手ニ出カシモノ多ク直接買付ニ係ル
物資ハ自轉車、電筒、電球等各種ニ亘リ居シ
ルカ甚シキハ緊急軍用ト稱シ一九四一年度内
出
リ給、据金、手ヲキ、鑿穿針ニ、九九一、莫ヲ供出
セシメタリ。(五、一六)

欠軍ニ於ケル牛豚等ノ自家荷殺ノ増加(大阪)

8. 現

在阪諸部隊ニ於ケル食肉ノ月間需要量ハ約
 一〇〇頭ト目サレ、最近ニ於ケル食肉事情
 ハ、大凡初旬ニ於ケル屠殺數ハ四ニ頭ニ迫リ
 不一日平均四頭十ニルヲ以テ軍需及特殊用途
 ニ充ツ、ルニ於テハ近時飼育者ヨリ直接牛豚ヲ
 買付需要ヲ充サントスル傾向顯著ニテ、管
 下大屠殺場ニ於テ一月以降五月迄軍需依頼ニ
 依ル屠殺數ハ判明セルモノ、三三四頭ニ
 達シ、就中大阪中ニ飛行場所場部隊ノ如キハ
 箕面村ニテ購入セル牛數額ヲ本年三月迄ニ
 リ數回ニ亘リ飛行場附近竹藪中ニ急造セル
 屠殺場ニ於テ屠殺ヲ敢行セ、模様ナリ。(六七)
 現地部隊ニ於ケル各種物資ノ買付(石川)
 縣下駐屯部隊ニ於テハ、他食器藥品等ノ入手ニ
 際、築城要具其ノ他食器藥品等ノ入手ニ

狂奈ンワ、アリ、將校下士官兵カ商店ニ臨糶
買渡リヲ為シ、工場事業場ヨリ供出ヲ求メ、或
ハ兵ヲ婦郷買渡リセシムル等ノ事例隨所ニ
アリテ、一般民衆間ニ於テハ軍ノ世計畫ト作
能率的作系ヲ作難スル声相當多シ。(五一三)

三、軍ノ不當行為ニ依ル民心ノ動向

(一) 軍狗食糧ノ増大ニ因ル民衆逼迫

(1) 高知

管下駐屯陸海軍へノ狗入食糧品ハ鮮臭介
三在リテハ一月以降五月十五迄計大。○
五五貫ニシテ入荷量ノ二二%ニ當リ一人當
民需ハ軍需ノ五分一ニ過ギズ、其ノ他ノ以
産食品ハ一月ヨリ四月迄計一。八五貫三ノ
青果物ニ大五%ノ比率ヲ示シ著シク民需ヲ
圧縮シテアルカ將來ニ於ケル部隊ノ増他

ト生産ノ減少トハ愈々此ノ傾向ヲ濃化スル
モノトシテ関係者間ニ於テ憂慮セラレワ、
アリ。(六、四)

2. 新潟

近時春耕野菜ノ最盛期ナルニモ不約五月
一日以降十五日迄ニ於ケル新潟市消費組合
ノ調査結果ハ二三、八七ニ貫ニシテ市民家庭配
給一日基準量一貫ニ對シ一六%ニ達セズ、
然ルニ右期間ニ於ケル集納入ハ一三、三〇貫
ヲ配給シタル外浮屠收容所其ノ他大口消費
ニ向ケテソ、アル為十五日間ニ於ケル市民配
給量ハ僅カニ六、八三〇貫一日尙四五五貫ナル
為到産需要ヲ充シ得ズ之カ為市民ノ近郊買
出ハ跡ヲ絶タセシメ実情ナリ。(六、一一)

(二) 軍部隊駐屯ニ對スル民心ノ高及(福園)
縣下各地ニ對スル防衛部隊ノ増設ニ伴ヒ地

元民ノ経済生活ニ多大ノ影響ヲ有シ、
 アルカ、輯倉郡某村ニ在リテハ約二〇〇名ノ駐
 屯ニ對シ一日強一〇〇貫程度ノ供給ヲ為シ、
 一アルモ、更ニ直接買付ヲ行ヒ一日三・四十貫
 ニ上リ、尙軍靴ノ跡多キ為兵員ニ依リ竊取セ
 ラレタリト認めラレ、種甘藷一、九四九個ニ及
 ビ、右被害ニ甚ク減收ハ約一五〇〇貫ト見ラ
 ル、外、某市駐屯部隊兵員ハ附近農民部落及一
 般町村ニ對シ晝食時ヲ俎ニ殆ト連日ノ如
 ク五六名同伴訪問シ食事ノ提供ヲ許ハ一般
 民ノ鬻賣ヲ買ヒ居リ視地氣ニ對スル民心
 安ノ萌芽ヲ着敷セラル、モ、アリ、(六、四)
 陸軍駐屯隊ノ農作物荒シ(神奈川県)
 縣下駐屯一部々隊兵中ニハ室復ヲ許ヘ民家
 へ食物ノ提供ヲ求メ、或ハ依付中ノ馬鈴薯ヲ
 採掘シ又ハ零細ナル國民学校農園苗床ノ種

甘藷ヲ竊取スル等ノ事例散見セラルル事威信
ニ因ズルモノアリト共ニ粟馬ニテ麦畑附近
ヲ通行中故意ニ麦穂ヲ馬ニ喰ハシムル等農
作物ニ對シテ於膏被害ヲ受ケタルモノアリシ
事ニ對シテ不快ノ念ヲ抱キ居ルモノ多キ様
ナリ。(六一五)

四 隱退飛物資取締ニ伴フ軍ノ特異勅令

一 憲兵隊ノ取締ニ因ル一般供出阻害事例（大阪）
憲兵ニ依ル標記取締白表ニ陸軍省ヨリノ指令ニ依リ
一時中止シタルモ大阪憲兵司令部ニ於テハ特務課特
協班ヲ取締本部トシ引續キ取締ヲおシ居リ之ガ
取締ニ當リテハ既ニ誓言察由者ニ於テ是見供出手續
中ノモノニ付シテモ「誓言察由ニ出ス必由ナレ改メテ一車ニ
供出スベシト命令其ノ移勅ヲ禁止シブローカー等
ヲ同行所轄署ニ付シ軍ヘノ優先讓渡方ヲ強硬
ニ迫リ或ハ多數工場ニ臨檢シ在物資其ヲ確認スル
コトナクシテ「自社所存ノ隱退飛物資ハ必ズ憲兵隊
ニ供出シ他ニ供出セズ」トノ請書ヲ徴スル等事象
アリテ誓言察由取締ヲ困難ナラシメタリ（五一四）

2. 現地部隊將校、鉄鋼、半強制的買上（兵庫）
鳥取突部隊中一〇、一三四部隊陸軍少尉池田八郎
外兵一名、鎧製衣造用鉄棒、入手スベク四月八日兵
庫縣美良、又郡八鹿町ニ至リ、金物高某方ニ於テ
故鉄棒約六〇貫ヲ探シ出シ相当金額ヲ支拂ヒ
搬出更ニ土木建築請負業者ニ於テ、於テ半強
制的ニ倉庫ニ臨檢シテ四分九長サ一八尺二一〇本ヲ
費元代金ニ付テハ何等ノ支拂ナクシテ供出セシメ
内テ此ニ代金一二〇圓ヲ送付シ来リタリ（四、二七）

3. 隠退花物、其獲得ヲ策スル一軍警備隊長、曰恭以（青）
青森縣大崗署署長ニ於テハ、隠退花物、其獲得ニ際
シ同所公益質屋内ニ六〇八ト吳ニ上ル一區、療器器具、寝

台守が委任託保せられたる居るが其兄供出するに徴し置キ
タルが同地区特設警備隊長陸軍中尉中野某ハ右ノ
内寝台ヲ兵ノ宿並用ニ獲得スベク五月十日以テ轄
署ニ讓渡方文持アリタルモ協議會ノ配分ニ依ル
ベキ旨ヲ述べ拒絶するルニ同隊長ハ「わが実示がわが備
隊ノ命令ニ服従セヌハ不都合ナリ云々」ノ言辭ヲ弄
シタルが六月十一日又同中尉ハ泥酔シテ也等実示四者ニ未
タノ前記取締ニ當リタル強請係員ニ對シテ過般ノ
興奮憤ヲ晴スベク「電話ヲ掛ケタニ何故並ガ隊ニ未
ナイカ」軍ノ命令ハ絶対服従セヨト激昂印ノ揚句
軍刀ヲ引キ抜き傍ノ机ニ切り附ケタル上「四者長出ロ
ゴツタ斬ルトノ暴言ヲ殘シテ退四者セリ（サハニニニ）」

4. 官憲兵隊ニ依ル隠退義賊帳ノ大量贖入（福井）
福井市ニ大量ノ隠退義賊帳ノアル事ヲブローカーヨリ聞
知シタル大阪陸軍被服本廠横田中尉ハ大阪官憲兵
司令部杉山曹長ヲ帶同同市ニ至リ一〇条田ノ小切
手ヲ半島人ブローカーニ交付スル人ハソノ不該ナルヲ
察知シ後事ヲ懼レ逃セシタル所同地官憲兵隊ノ意
援ヲ得テブローカーニ名ヲ官憲兵隊ニ招致取調ノ結果
奴帳ニ五〇〇帳ノ所在ヲ確認シテ贖入ノ上ニ官憲兵
隊ヲ使役シトランクニテ大阪陸軍被服本廠教習倉
庫ニ搬入カリ（五・一五）

海軍艦政本部負、隠退義物多、獲得運初（埼玉）
海軍艦政本部負、海軍技術大尉大原崇、六月九日

何等物等注因係ナキ川口市所存青木鑄工場外一
ヶ所ニ至リ「コルクス、銃銃等ヲ艦本因係工場ニ供出
セラレタレト稱シ同人等ヲ東京都芝区艦本事業所
ニ出頭ヲ求メ供出ヲ從心願セガ同工場ハ既ニ今次隱
匿物等ノ取締ニヨリ銃銃、銃鋼等ニ次製品等
ニ五艘ヲ所轄署ニ供出済ナルヲ以テ右中入ニ付シ困
惑ニ居リ」(五三)

工作機械等、供出強要(長崎)
並松浦郡平戸所駐屯曉才六一四〇部隊高瀬隊
長高瀬少尉、船舶工兵トシテ船舶補修整正係
等ヲナシ居ルガ之等物等ノ潤達ニ當リテハ軍作
戦上ノ要求ナリトシテ現場隱匿物等ヲ以テ充當

ハキ指令ヲ受ケタルガ如キ口吻ヲ漏シ必要省材相当
量ヲ確保セルガ因郡津吉所築川鉄工所係付ノ
旋盤一其工ヲ入手セト強硬接衛シテ自費的供
出ナクハ強制的ニ軍ニテ徴募スルト申向ケ部民
反感ヲ買ヒ居ル(四、二七)

地方物モ大々獲得シ企圖スル現地部隊ノ幼向(山口)
(一)和歌山市所在曉部隊ニ於テハ部隊用諸物莫
不備、お山口縣長府所出身元プロカー佐倉甘本
兵數十名ニ付シ夫ニ五、六日ノ休暇ヲ与ヘ知已ヲ頼ツ
テ各種物莫ク買換シテメ前記佐倉甘本ハ甘本工
場倉庫係ニ情ヲ告ゲワイヤル。魁ノ遺骸ヲ
受ケ所屬部隊ニ送付シタリ

(2) 下園市所在下園憲兵分隊ニ在リテハ隊用
自給車ノ揮發油入手ニ腐心スル結果有下巻
者ノ巻末務用油ヲ獲得セムトシ、本年三月同分隊
所屬一士及ハ敷田ニ在リ長府所所在土木建築
請負業末志山本林方ニ到キ倉庫協核ヲ企
テタルニ責任者不在、為目的ヲ果サズ遂ニ同人
憲兵隊ニ招致シ揮發油ノ融通ヲ申入レタルガ
拒絶セラレタリ(一六二)

8 所在確認電球機具類ノ支斷材出一(五月本林)
弘前市所在甘木電器機具商ヨリ九種電球ニ六六
九個ヲ所轄四看ニ於テ所在確認三月十八日供出申込
書ヲ徴シ四並キタルニ同月二十七日ニ至リ東支部才五十